

令和 5 年 6 月 6 日現在

機関番号：13901

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2022

課題番号：19K23106

研究課題名（和文）近世日朝関係における友好と非友好の循環構造 「善隣友好の時代」像の止揚のために

研究課題名（英文）A shifting construct of friendly and unfriendly relations between Japan and Korea in the Early-modern era -Negating the portrayal of the "Good Neighbor era"

研究代表者

李 炯周（LEE, HYEONGJU）

名古屋大学・人文学研究科・研究員

研究者番号：00844862

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）： 善隣友好関係は絶えず葛藤や対立を内包しつつ維持されていた。200年以上にわたって日朝間で善隣友好の関係が維持され続けたとするならば、日朝両国が葛藤や対立を消滅させ、関係を維持・再生産させるためにどのような工夫を重ねてきたのかという「過程」の究明が必須の作業となる。上の「過程」を担当したのが対馬藩の裁判役である。裁判役は、対馬藩が朝鮮へ派遣した使者のうち、規則的な外交儀礼を本務とした他の使者とは異なり、日朝間に生じた紛争事案ひとつひとつに即した折衝を本務とした。しかしながら、裁判役に関する研究は不十分である。裁判役を媒介に上記した「過程」を検討する必要がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

対馬藩の裁判役は17世紀を経て、18世紀に入ると制度として機能する役職へ変貌していたことが明らかになった。裁判役はその任命にあたって外交能力が優先的に考慮されていたわけでもなく、いわゆる「外交のスペシャリスト」のような存在ではなかった。しかし、裁判役は「人」ではなく「役職その自体」でも重要な交渉任務を全うできる役職であり、朝鮮側との意思疎通のためには「非正規ルート」の創出まで辞さなかった。「善隣友好」的な近世日朝関係はこうした裁判役によって支えられていたのである。

研究成果の概要（英文）： In early-modern era, Japan-Korea's relationship was maintained involving constant conflict and confrontation. The fact that Japan-Korea's relationship have been maintained for over 200 years is telling us that it will be essential to find out the "process" of efforts by the two countries to eliminate conflicts and confrontations and maintain and reproduce them.

Saihanyaku of Tsushima Domain was in charge of the "process" above. Unlike other emissaries whose duty was regular diplomatic protocol, Saihanyaku's duty was to negotiate in accordance with each dispute that occurred between Japan and Korea. However, research on Saihanyaku is insufficient. It is necessary to examine the "process" through a Saihanyaku.

研究分野：近世日朝関係史

キーワード：倭館 対馬藩 裁判役 近世日朝関係

1. 研究開始当初の背景

善隣友好関係は絶えず葛藤や対立を内包しつつ維持されていたのが歴史具体的な実態である。200年以上にわたって日朝間で善隣友好の関係が維持され続けたとするならば、日朝両国が葛藤や対立を消滅させ、関係を維持・再生産させるためにどのような工夫を重ねてきたのかという「過程」の究明が必須の作業となる。そうでないと、当該期の善隣友好というのは単に「運が良かったため」「偶然に」維持されてきたと理解されかねない。

そこで本研究では、釜山・倭館へ派遣されながら日朝間の葛藤や対立の解決に当たっていた対馬藩の裁判役(裁判差倭)に焦点を当てる。裁判役は、対馬藩が朝鮮へ派遣した使者(差倭)のうち、規則的な外交儀礼を本務とした他の使者とは異なり、日朝間に生じた紛争事案ひとつひとつに即した折衝を本務とした。しかしながら、裁判役に関する研究はほとんど深められずに放置されていた。

2. 研究の目的

上記したように裁判役に関する研究はほとんど行われない状況にあったので、裁判役の果たした役儀の具体的な内実、両国外交折衝における位置づけなどについては不明のままであった。数少ない先行研究が行われた中、裁判役に関する基本的な事項(歴代被任命者や派遣日時)というの、1968年に発表された表に頼っているのが現状であった。

そこで本研究では、

- (1) 裁判役の研究における基本資料を更新すること、
 - (2) 裁判役が両国外交折衝において果たした役儀を明らかにすること、
 - (3) 裁判役制度の変遷やその意味合いを明らかにすること、
 - (4) 裁判役研究における事例蓄積に役立てること
- を目的とした。

3. 研究の方法

裁判役に関する研究を行う際、最も基本的な史料となるのが『裁判記録』である。裁判役については、宝永2(1705)年から明治初頭まで『裁判記録』つまり裁判役の業務日誌を残すことが義務づけられたから、その任命から任務終了までの全過程が日記形式で詳細に記録されて残されている。しかしながら、国会図書館でデジカメ化して公開している『裁判記録』にはデジタル化未了分も少なくない。よって、デジタル化未了分については大韓民国国史編纂委員会において史料収集に努める。

一方で、裁判役による外交折衝の全貌を把握するには、『裁判記録』のみでは無理があると言わざるを得ない。したがって、大韓民国国史編纂委員会や対馬博物館において『分類紀事大綱』、『朝鮮方日帳』、『(国元)毎日記』といった、現地(倭館)と指揮センター(国元)との間で交わされた詳細な意見交換を収録している史料の収集に努める。

その他、上の機関において裁判役被任命者の家譜、任命書、任務指示書といったものについて史料調査を行う。

以上の史料調査を踏まえて、文献史学の立場から緻密なテキスト分析を行い、国内外の関連学会において研究成果を発信する。

4. 研究成果

(1) 17世紀の段階で派遣された裁判役の全貌を把握するのは容易ではない。それは業務日誌たる『裁判記録』が宝永2年より作成されたからである。長正統は「日鮮関係における記録の時代」(『東洋学報』50(4)、1968年)において江戸時代に派遣された裁判役の一覧表を提示した。しかしながら、17世紀に関してはその典拠史料も不明であり、史実に乖離している部分も少なくない。そこで、当該研究では史料に基づいて長の表を更新し(17世紀部分)、17世紀における裁判役の任用実態を概観した上で、時期区分を試みた。

裁判役は1651年までは1名が長く勤務し、外交における功績を評価されて初めて朝鮮政府より経済的な利益を与えられる、町人の勤める役職であった。しかし、1651年よりは裁判役に任命されるだけで経済的な利益を与えられるようになり、士分も裁判役に任命されるようになった。そして勤務期間も一定ではなかった。さらに1678年から1704年までは、常に2名の士分が短期間任命される役職として定着した。このような変化は、裁判役になるだけで得られるようになった利益を、できるだけ多くの藩士に分配するために現れたものに他ならない。そして

このような任命方式は、大目付賀島の批判を受けた。それでも2名任命はしばらく続いたが、2名のうち1名を長く勤務させながら、残りの1名は1・2回の渡海で交代させるといった、賀島の批判が一部反映された形での存続であった。ところが、1705年に『裁判記録』が作成されるようになると、長い経験を持たない裁判役でも一定水準以上の成果を上げられるようになる。そのため、その後は幕末まで、1名の裁判役が一回の渡航で交代となる形で最終的に定着することとなったのである。

裁判役は個人の手腕に頼る役職から() 過渡期を経て() 経験に頼る役職になり()、
ついに必ずしも経験に頼らなくても勤められる役職へ変化して行ったのである。[研究目的(1)
(3)]

(2) 上の(1) を踏まえて、18世紀中頃における裁判役の位置づけについて考察した。泉澄一は「対馬藩士の朝鮮使行と「扶助」について」(『史泉』81、1995年)において対馬藩の朝鮮外交における裁判役の重要性について再考を促した。裁判役の任命にあたって藩士への「扶助」、つまり経済的な側面が優先的に重要視されたからである。要するに泉は、任命にあたって外交能力が優先的に考慮されない限り、裁判役は内実の伴わない役職である、と考えたようである。

そこで当該研究では1736年にあった五日次(ここでは、日本漂流民へ支給される朝鮮政府の救護物資)交渉の事例を、交渉担当者をめぐる事前論議から実際の交渉まで分析した。朝鮮側が一方的に通知した五日次支給の新規定を旧例に戻す交渉であった。本格的な交渉に入る前、倭館の雨森芳洲と国元は交渉担当者をめぐって議論した。雨森芳洲の主張は、裁判役は①東萊府側の積極的な協力を引き出せる、朝鮮政府に交渉事案の重大性を認識させることができ、交渉に応じない朝鮮政府を動かせる、ということであった。そしてや は常駐人員である館守(倭館の代表者)には期待できない効果だとしている。そして実際にも館守による交渉ではや の効果を得ることはできず、東萊府側では裁判役が派遣されてからその早期帰国を条件に積極的な協力に乗り出し() 朝鮮政府ではその派遣報告を受けてから事態の深刻性に気付くようになり、このことは五日次支給の新規定を無効化することに繋がった。

上記したや のような効果が他の役職には期待し難い裁判役の役職であり、これが対馬藩の朝鮮外交における裁判役の重要性を物語るものである。また、交渉担当者をめぐる交渉では、「誰」を交渉に当たらせるかではなく、「どの役職」を交渉に当たらせるかが問題となっていた。裁判役は「人」ではなく「役職自体」で勤められる役職であり、その任命において経済的な側面が優先的に考慮されても問題が無かったのである。[研究目的(2)(4)]

(3) 裁判役は18世紀末より19世紀にかけて名代派遣が頻繁になる。長は「日鮮関係における記録の時代」において「時代の推移とともに藩制機構の中の諸役職がしだいに栄職化し、裁判役もその傾向をまぬがれず、必ずしもこの複雑かつ過激な職務の実際に適合する人物を直接に補佐(引用者:補任の誤りか)することが困難になったためにとられた便宜の措置」と説明している。

当該研究では初めて裁判役の名代が派遣された事例を分析した。この事例を機に名代派遣が頻繁になったという点で、この事例が一つの転機になったと推測されるからである。当初から裁判役に内定していた平田浅右衛門に対し、藩が先に名代を認めて提案したのは前例の無い特別措置であった。これは平田に対して「此上尚又精勤」を求める意味合いから、平田に限って施行された一種の特別配慮であった。藩は倭館勤務が困難になった平田の代わりに他の藩士を新たに裁判役として任命することはなく、平田を裁判役に任命しながら敢えて「名代」を立てて裁判役の業務を担当させた。これは平田に対する何らかの便宜供与に動機があった。裁判役の名代派遣というのは、実際に裁判役に適合した人物を日朝外交折衝に当たらせるために設けられた措置ではなかったのである。

もちろん、こうしたことは(1) や(2) で明らかになったように、裁判役は必ずしも個人の手腕や外交業務経験に頼らなくてもいい役職であり、「人」ではなく「役職その自体」でも十分に重任を全うできる役職だったからである。[研究目的(3)(4)]

(4) だからといって、裁判役が単に自分の役職のみに頼って交渉に臨んでいたわけではない。近世日朝外交現場における意思疎通は、「倭館⇔和学訳官⇔東萊府使⇔慶尚道觀察使⇔朝廷」といった非効率的な形で行われていた。倭館側からすると、政策の決定権を握っている朝廷はもちろん、交渉事案を受け付けて朝廷へ報告(啓聞)してくれる東萊府使、その東萊府使の上官であり、啓聞が経由する慶尚道觀察使との直接的な意思疎通は容易ではなかった。そこで裁判役は饗応や音物贈呈を利用して和学訳官をはじめとする朝鮮官吏との円満な関係維持に努めていた。そして、饗応の場を設けたり、音物贈呈を口実に使者を派遣したりしつつ、正規ルートでは考えられない東萊府使や慶尚道觀察使との意思疎通の機会を作り出していた。こうした非正規ルートも積極的に活用しながら裁判役は交渉妥結のために努力していたのである。[研究目的(2)
(4)]

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 李炯周	4. 巻 5
2. 論文標題 一七世紀の裁判役 対馬藩と朝鮮との外交折衝担当官	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 名古屋大学人文学フォーラム	6. 最初と最後の頁 297-314
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 李炯周	4. 巻 74
2. 論文標題 18世紀末における裁判役の名代派遣について（原文韓国語）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 韓日関係史研究	6. 最初と最後の頁 187-218
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 李炯周	4. 巻 32
2. 論文標題 一八世紀半ばにおける裁判役の派遣について 元文元年の五日次交渉を事例に（原文韓国語）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本空間	6. 最初と最後の頁 95-127
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.35506/jspace.2022..32.002	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 李炯周
2. 発表標題 日朝交渉における裁判役の位置付け
3. 学会等名 「訳官使・通信使とその周辺」研究会（第4回サブグループ）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 李炯周
2. 発表標題 18世紀後半日朝交渉における裁判差倭（原文韓国語）
3. 学会等名 韓日関係史学会（193回月例発表会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 李炯周
2. 発表標題 十七世紀の裁判役
3. 学会等名 「訳官使・通信使とその周辺」研究会（第10回研究会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 李炯周
2. 発表標題 倭館における裁判役の音物贈答と響応
3. 学会等名 第5回東アジア日本研究者協議会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 李炯周
2. 発表標題 18世紀後半における日朝交渉の中の裁判差倭（原文韓国語）
3. 学会等名 韓日関係史学会（193回月例発表会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 李炯周
2. 発表標題 一八世紀半ばにおける裁判役の派遣について 元文元年の五日次交渉を事例に
3. 学会等名 2022年度朝鮮前近代史若手研究会合宿
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 李炯周
2. 発表標題 18世紀前半における対馬藩の密貿易処罰について 処罰傾向の趨勢と実態 (原文韓国語)
3. 学会等名 (韓国)日本史学会夏季ワークショップ
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関